

第9回 スマート議会の在り方検討プロジェクト会議 事項書

令和4年6月17日(金)

601 特別委員会室

- 1 スマート議会在り方検討プロジェクト会議におけるこれまでの検討結果と令和4年度の取組方向について（案）

- 2 議員のオンライン環境の整備状況等に関するアンケートについて

- 3 その他

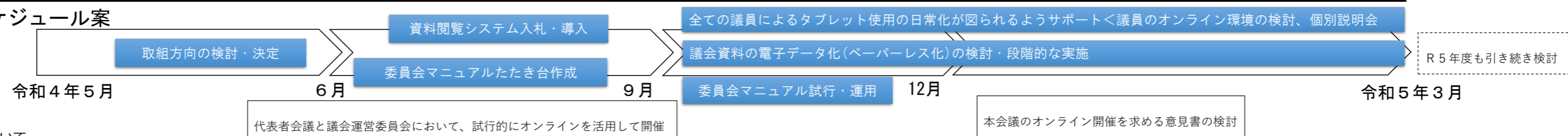
◆配付資料

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | スマート議会在り方検討プロジェクト会議におけるこれまでの検討結果と令和4年度の取組方向について（案） |
| 資料2 | 議員のオンライン環境の整備状況等に関するアンケート（案） |

スマート議会在り方検討プロジェクト会議におけるこれまでの検討結果と令和4年度 of 取組方向について（案）

検討項目	検討結果・課題	対応案	対応案の順番	スケジュール案
1 「議会のスマート化に向け、誰一人取り残さない」				
・どこまでICT化するのか（議会のペーパーレス化）	【検討結果】 ・タブレットの運用等について検討を行い、代表者会議で了承された「三重県議会貸与タブレット型端末機使用基準」をもとにタブレットの運用試行開始 ・全議員対象にタブレット型端末機操作説明会を実施するとともに、基本的な操作方法を掲載したマニュアルを配布	・タブレット型端末機が貸与されて1年経過し、全ての議員がタブレットを日常的に使用していただけるよう、資料閲覧システムの導入と合わせてペーパーレス化の実施 ・システムの導入等に合わせてきめ細かなサポートを実施 ex. 議員のオンライン環境の整備 説明会を個人・会派単位等で実施 議員にわかりやすいマニュアル等作成	②	● R 4 年 9 月 まで 資料閲覧システムの導入、システムで閲覧する資料の選定 ● R 5 年 3 月 まで 全議員が日常的にタブレットを使用していただけるようにきめ細かなサポート
・マニュアルの作成や研修会の開催など、各議員への様々なサポート	【課 題】 ・全議員が日常的にタブレットを使用していただけるようにするため、ペーパーレス化に向けた環境整備やサポートが必要			
2 議会のペーパーレス化（配布資料の電子化）				
・本会議でのパソコン使用	【検討結果】 ・申合せ事項の改正を提案し、R 3 年 10 月からパソコンの使用可能 ・映写資料のデジタル化を提案し、R 3 年 11 月から実施	・スマート議会 P T で資料閲覧システム導入を検討	①	● R 4 年 7 月 まで 資料閲覧システムの入札 → 8 月 決定 ● R 4 年 9 月 まで 資料閲覧システムの導入に伴う閲覧する資料の選定 ● R 4 年 9 月 上 旬 議会事務局で R 5 年度当初予算に資料閲覧システム予算要求 ● 9 月 定 例 月 会 議 全議員対象の資料閲覧システム操作説明会 資料閲覧システム試行開始 < 電子・紙資料の併用 >
・本会議場の映写資料のデジタル化	・全員協議会等の資料を R 3 年 9 月 からタブレットへ資料送付 ・連絡方法も含め事務局や執行部の事務の簡素化がされるように検討していくことを確認			
・資料の受取手法	・執行部へ意見聴取を行い、資料の電子化についても事務の簡素化の観点からも取り組む必要があることを確認			
・スマート化による事務の簡素化 （執行部提案：常任委員会資料や年次報告等の電子化）	【課 題】 ・資料閲覧システムの導入が必要 ・資料の提供手法等について執行部との調整が必要	・議会資料(常任委員会資料、年次報告書等)の電子データ化の検討	③	● 随時 閲覧資料の追加
3 オンライン委員会の実施（マニュアルの作成）				
・賛否の意向の確認	【検討結果】 ・「映像及び音声の送受信(オンライン)による委員会参加に関する申し合わせ事項」の中で留意点を定めた（賛否の表明方法、カメラは常に ON、通信費は議員負担、音声の確認できない場合の扱いなど） ・スマート議会 P T を W E B 会議形式にて開催し、留意事項どおりで問題ないことを確認し、傍聴も従来どおり実施 ・オンライン委員会への接続はパソコンの使用を推奨する旨決定 ・全議員にタブレット型端末機を配付し、資料閲覧できる環境を整備 ・R 2 年 11 月に三重県議会委員会条例を改正し、オンラインによる委員会参加可能を災害と感染症のまん延時と限定したが、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、必要が生じた際に改めて検討する旨決定 ・チャットは、オンラインで出席する委員と事務局との議事運営上に必要な連絡のみに使用することとし、委員会での正式な発言としては扱わないこととする旨決定 【課 題】 ・各議員がスムーズにオンライン委員会へ参加できるよう、マニュアルの作成が必要	・ R 4 年度スマート議会 P T でオンライン委員会の議員向けマニュアル作成	②	◆ R 4 年 6 月 まで 大阪府議会のマニュアルをたたき台に検討 ◆ R 4 年 7 月 県外調査(大阪府議会) ◆ R 4 年 8 月 まで マニュアルたたき台に県外調査を反映 ◆ R 4 年 9 月 まで 議員向けマニュアル案完成 スマート議会 P T で試行 ◆ 9 月 定 例 月 会 議 マニュアルの運用開始
・急遽通信環境が悪化した場合の手段が必要				
・カメラ表示の有無				
・通信料が個人負担となる				
・接続機器や傍聴・ネット配信の取り扱い				
・オンライン委員会の資料の確認方法				
・全県的な交通途絶、新型コロナウイルス感染症のまん延等に限るか。または、病気、育児等の議員の個人的な事情でも可能とするか				

* スケジュール案



◎中長期的課題について

検討項目	検討結果・課題	対応案
○政務活動費のスマート化	・タブレット等による電子化 ・使用ソフト等の統一	・政務活動費管理アプリの実証実験を検討予定（予算の検討も必要）
○一人一台パソコンとの整理	・一人一台パソコンを無くした場合、Microsoft Officeのライセンスの整理が必要 ・現状では、プリンターへの出力もできなくなる	・スマート議会 P T の意見を伺いながら、デジタル社会推進局と議会事務局総務課との調整
○議事予定のデジタル化	・事務局で議事予定のデジタル化を検討したが、資料提供後のHPアップと同時期で、文書による案内通知と変わらないこと、会議が重なる開始時刻が会議終了後となりわかりづらいことから、今後さらに検討を要する	・グループウェア等のシステム導入の有無について今後検討
○議員用グループウェアの導入		

議員のオンライン環境の整備状況等に関するアンケート（案）

6 / 8 (水)開催の代表者会議において、議会改革推進会議に、議員のオンライン環境の整備についての検討依頼がありました。そこで、スマート議会の在り方検討プロジェクト会議で、議員のWi-Fi環境等の実態調査を含めたオンライン環境の整備について検討することになりました。

つきましては、下記アンケートにご回答いただき、6 / 28(火)までに会派受付へご提出いただきますようお願いいたします。

お名前

*記入に際してのお願い

- ・該当する番号等の()に○印をお付けください。
- ・対象は貸与タブレット、お持ちのパソコン等で、スマートフォンによるオンライン会議は除きます。

◆自宅又は事務所、外出先でのオンライン環境について

1. 自宅又は事務所でオンライン会議に参加できる状況にありますか。

オンライン会議に参加できる状況：有線 LAN、無線 LAN(Wi-Fi)を問わずインターネットに接続して、双方向で映像表示、音声認識ができる状況

- ()① 参加できる状況にある
()② 参加できる状況にない

※②の場合、自宅又は事務所にインターネット環境はありますか？

- ()<A> Wi-Fi 環境がある
() Wi-Fi は整備していない
()<C> インターネット環境はない

2. 外出先でオンライン会議に参加できる状況にありますか。

外出先でオンライン会議に参加できる状況：モバイル Wi-Fi 等（公衆 Wi-Fi を除く。）により外出先でインターネットに接続して、双方向で映像表示、音声認識ができる状況

- ()① 参加できる状況にある
()② 参加できる状況にない

※②の場合、スマートフォンはお持ちですか？

- ()<A> 持っている
() 持っていない

◆三重県議会貸与タブレット端末の現在の利用状況について

()① 利用している ※①の場合、利用頻度を選択してください。

- ()<A> 毎日
() 週に3～5回程度
()<C> 週に1～2回程度
()<D> その他<

()② 利用していない ※②の場合、利用していない理由をご記入願います。

例：個人所有PCの方が使いやすい、どのように使えばよいかわからない 等
< >

ご協力ありがとうございました。